



## 春たけなわ



3月14日に東京で最早タイで開花し、今年の桜前線がスタートしました。平年より早いところが多く、記録的に早いところもありそうとのこと。サクラやモモ、スモモの花が咲き出し、春たけなわとなり、神金の一番美しい季節になってきます。

3月末には、神部神社・金井加里神社・浜松神明社の例大祭が予定されていますが、花粉採取の花摘みの最盛期になるかもしれません。果樹園作業もいよいよ忙しくなる季節の到来ですね。



## 4月以降の公民館利用について

※基本的対処方針や市の新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの変更により、次のように利用規程を変更します。

### □利用人数について

[1階ホール]：50名      [2階和室]：20名

※コーラスやカラオケなどは、上記人数の半数とします。

### □利用後の提出物について

利用後は、次の2つを提出してください。

①使用管理日誌      ②利用者名簿（体温記入は任意）

※利用報告書綴りにファイリングしておいてください。

### □マスク着用と換気について

マスクの着用は推奨とし、なるべく空気清浄機を使用してください。

### □館内での飲食について

館内における水分補給以外の**飲食は禁止**とします。

# ペタンク

## ◆スポーツ協会からのお知らせ◆

スポーツ協会神金支部では、地域の皆様に使っていただけるよう、ペタンク用具を購入しました。

ペタンクは、フランス発祥の球技で、30年ほど前から日本でも本格的に普及し始め、老若男女問わず楽しめるスポーツとして、数多くの愛好者がいます。

使用したい場合は、スポーツ協会の役員まで、連絡をお願いします。

また、地域の方々に使っていただけるよう、ゲートボールとグランドゴルフの用具も用意してあります。



## ◇花のまちづくり推進事業◇

市の「花のまちづくり推進事業」補助金を活用し、パンジーやビオラをプランターに植え、公民館玄関前に並べました。

一足先に春がやってきたように見えます。



## □玄関天井照明のLED化□



公民館玄関の天井照明を市の予算でLEDに交換してもらいました。

これまでの天井照明は特殊な蛍光灯で、生産終了となっていて、交換ができなくなっていたので、照明器具全体を交換しました。

玄関がとても明るくなりました。

# 神金の歴史

地元の歴史研究家でもある故飯島卓郎氏が、神金小学校PTA会報「ふもと」に執筆し寄稿した「神金の歴史」をシリーズで紹介します。

## 山 五

山を取り上げられた地域住民の怒りと怨念は、藤村知事が愛媛県に転任した後も、放火・盗伐等は一向に止まず、困り果てた皇室林野管理局では本県のみならず全国に類のない林野警察を設置して御料林の取り締まりに当たらせた。洋刀（サーベル）を腰に下げ、制服に巻脚絆姿の巡査が専門に取締ったので、流石に気の荒い萩原十ヶ村の人達もビックリした。この頃は巡査が来たと言えなくとも子も黙るという時代であったので、取締の効果は一時あがったようである。しかし入山の鑑札も買えない人や山に近い人は、林野警察の目を盗み、雨か雪の日、日曜、祭日、朝早く、夜遅くに盗伐は依然として絶えなかった。



明治期の森林監察官  
(林野庁ホームページより)

林野警察の中にも良い人も悪い人もいた。下草刈りや落葉掃きど見て見ぬ振りをする巡査もあり、逆に枯れ枝を拾っても手帳に名前を付ける巡査もいた。憎まれた巡査は夕暮れ時など石を投げられ大怪我をした例もあった。ひどい例であるが、木賊村（大和村）ではあまりに厳しく取締ったので、部落の人達が相談して巡査を細引きで縛り上げ木に吊したという話もあった。

放火は冬になると依然として絶えなかった。山火事があると林野巡査自ら火の見櫓に登り半鐘を鳴らすので、巡査の見込みを良くするため巡査について現場には行くが火事は消さず、むしろ隣の沢に火を付けて帰るという状態であった。山火事があると良い面と悪い面があった。良い点は火事で黒く焼けた木は極めて安い価格で払い下げられた。その上草が刈れる、刈敷（木の若芽で肥料にする）・茅（屋根の材料）が刈れる、ヤトイモヤ（蚕の上蔭用具）が刈れる、山菜が採れる等の利点があった。反対に落ち葉が掃けない、燃料の薪が近くで切れなくなる不都合もあった。そのため私有林のない人は背負子で柳沢峠を越えて薪を採りに行ったのである。多い人で六十キロ位背中で運んだものである。弁当を持って遠くへ行けない人は「根っこ堀り」といってかごを背負いガジで木の根を掘って燃料にしたのである。

# 神金の歴史

林野警察が嚴重に取り締まっても、地域総ぐるみの根強い抵抗には不出生の英帝と言われた明治天皇の威光をもっても、如何ともできなかった。農民をだまして山を取り上げた無理と、甲州人の土根性を時の為政者は心ゆくまで思い知ったことであろう。泣く子も黙る警察力でも農民に勝てないことを悟った帝室林野局では、明治三十八年十月、山梨県知事武田千代三郎に対し宮内省に出頭を命じた。宮内大臣より直々にお達しがあつた。その内容は、御料林に対し不法の行為は以ての外であると先ずお叱りを受け、今後御料林を各村々の行政区ごとに分割して、村民の責任に於いて自粛自戒し皇業に翼賛し奉るよりの事であつた。

武田知事は恐れ畏みて承り、早速関係の村々に通達した。萩原十ヶ村中の神金、大藤、七里（千野を除く）ではそれぞれ村会を招集し、萩原山御料地籍分属に関する決議と関係三ヶ村間の契約を締結している。

神金村は村長の徳良民十氏（民雄氏の祖父）が議長となり、明治三十八年十二月六日の村議会に於いて満場一致で決議している。その内容は神金村の受持区域は砥石の嶺より栃原を通り寺久保、ワル沢の峯に至り日川東雨沢以北全部二萬六千八百四町歩、七里村の受持区域は躑躅尾根・源次郎ヶ峯より南牛奥入会境まで五百五十七町三反二畝歩、大藤村・神金村・七里村に属さない地で滝沢官林に接したる三千七百四十二町六反八畝歩と頒けてある。

尚、契約書の内容は六ヶ条に頒けられ、その条項の一部には「萩原入会組合の存否に拘わらず入会御料地に関する百般の事項は関係三ヶ村に於いて協議決定すべきものとす」とある。これによると今まで萩原大会十ヶ村組合がこの三萬千四百四町の保護管理の責任者としてきたが、農民が先導になり反抗しているので、これを無視して三ヶ村に保護管理をさせると共に広範の權益を与えたのである。以来、各村長・村会議員・役場職員等は先頭になって放火・盗伐等をしないよう啓蒙運動をした。この運動が一番効果があつたようであるが、既に大菩薩嶺より西の塩山に面した御料林は殆ど裸山で崖崩れのみが目立っていたそうである。

明治四十年八月二十一日の夜から降り始めた豪雨は二十五日の午後まで降り続き、そのため山は崩れ石は流れ橋は一つ残らず形をなくし、上小田原、下小田原、二子山等重川筋の家屋は流失し、道路・田畑の惨状は正に目を覆い、その損害は計り知れず、地域住民は茫然自失の状態であつた。